

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 種子島地区広域事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	102.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員 (会計年度任用職員)	98.7 %
全職員	49.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	106.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	0 %
26～30年	100.0 %
21～25年	0 %
16～20年	- %
11～15年	0 %

【説明欄】

- ・ 任期の定めない常勤職員については、全体の職員が少人数であることと、人事異動に伴い女性職員に比べ男性職員の方が給与水準の低い職員が占めている。
- ・ 会計年度任用職員では、女性の占める割合が、年度途中に男性の会計年度職員の退職に伴い、新たに女性の会計年度職員が令和7年1月より採用されたため、令和7年3月末では女性の割合が100%となった。
- ・ 全職員での男女の給与の差異は、男性・女性の給与平均で比較をしており、1月採用者の給与分が少ないため平均給与が低くなり、差異は大きくなっている。
- ・ 全体では、女性職員の占める割合が7割を超え、大半が会計年度任用職員である。給与水準についても、令和6年度より勤勉手当の支給、給与改定等があり給与水準は、引上げられているため、全体手的に差異は小さくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。